

# 日本拳法昇段級審議関連規程綴

公益財団法人日本拳法会

平成27年4月 刷

# 日本拳法昇段級審議規程

日本拳法の昇段級に関する規程を次の通り定める。

## (受験資格)

第1条 受験資格は、日本拳法修業者で満14歳以上の者とする。

## (審議の開催)

第2条 昇段級審議は、昇段級審議会で行う。

- 2 昇段級審議は年4回とし、原則として第1回は4月、第2回は6月、第3回は9月、第4回は12月に実施する。
- 3 前項以外に臨時に行うことができる。

## (審査の種類)

第3条 昇段級審査は、一般審査と書類審査とする。

- 2 遠隔地及び女子の昇段級審査は、別に定める。

## (審査科目)

第4条 審査科目は、次の通りとする。

- (1) 試合成績
- (2) 形
- (3) 空乱撃または想乱撃
- (4) 理論

但し、上記中、部分的に省略することができる。

- 2 推薦書

## (合格基準)

第5条 各段級合格基準について次の通り定める。

- (1) 3級及び2級受験者は、所定の試験に合格しなければならない。
- (2) 1勝をもって1点とする。
- (3) 1級受験者は、1点をもって合格点とする。

初段受験者は、当日勝点は3点、または累計点4点をもって合格点とする。

2段受験者は、当日勝点は3点、または累計点4点をもって合格点とする。

3段受験者は、当日勝点は3点、または累計点7点をもって合格点とする。

4段受験者は、累計点3点と当日勝点3点、または累計点10点をもって合格点とする。

5段受験者は、累計点7点と当日勝点4点、または累計点15点をもって合格点とする。

6段受験者は、累計点15点と当日勝点4点、または累計点30点をもって合格点とする。

7段以上の受験については、別に定める。

- (4) 点数計算の細目は、別に定める。
- (5) 点数は受験年度に関係なく累計し得るものとする。
- (6) 2級及び1級受験者にして2回以上の受験者及び初段受験者にして6回以上の多回数受験者並びに2段受験者にして8回以上の多回数受験者は、点数に関係なく合格の認定をなすことができる。

(書類審査)

第6条 書類審査について次の通り定める。

- (1) 毎年第4回昇段級審議会において実施する。
- (2) 書類は所属団体代表者と審議委員の推薦を経て提出するものとする。
- (3) 書類審査は、満年齢30歳以上の者について審議する。
- (4) 審査の細則については、別に定める。

(年齢制限)

第7条 各段別に次の年齢制限を置く。

初段 15歳以上	2段 16歳以上	3段 18歳以上	4段 20歳以上
5段 24歳以上	6段 30歳以上	7段 40歳以上	8段 50歳以上
9段 60歳以上			

(修業年限)

第8条 各段級別に次の年数制限を置く。

3級 修業年限1ヵ月以上	2級 3級合格後1ヵ月以上
1級 2級合格後2ヵ月以上	初段 1級合格後3ヵ月以上
2段 初段合格後6ヵ月以上	3段 2段合格後1ヵ年以上
4段 3段合格後1ヵ年以上	5段 4段合格後2ヵ年以上
6段 5段合格後3ヵ年以上	7段 6段合格後10ヵ年以上
8段 7段合格後10ヵ年以上	9段 8段合格後10ヵ年以上

2 第6条による場合は、各段級別に次の年数制限を置く。

3級 修業年限1ヵ年以上	2級 修業年限1ヵ年以上
1級 修業年限1ヵ年以上	初段 1級合格後2ヵ年以上
2段 初段合格後3ヵ年以上	3段 2段合格後4ヵ年以上
4段 3段合格後5ヵ年以上	5段 4段合格後6ヵ年以上
6段 5段合格後9ヵ年以上	

(特別審議)

第9条 日本拳法発展のため特別の功労があった者、及び公式試合において抜群の成績をあげた者について特別審議会で審議することができる。

2 男子7段以上及び女子4段以上の昇段については、特別審議会で審議する。但し、女子4段については、特別審議会とは別に一般審査を実施併用する。

3 特別審議会については、別に定める。

(贈与段位)

第10条 贈与段位については、別に定める。

(允許料等)

第11条 允許料、昇段級審査料等は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、日本拳法会昇段級審議会の議を経て部長会において決する。

附 則

本規程の制定により昭和44年1月1日より施行し、昭和47年7月1日及び昭和52年11月1日にその一部を改正した日本拳法昇段級に関する内規は、これを廃止する。

附 則

本規程は、平成17年4月1日改正施行する。

附 則

本規程は、平成18年3月11日改正施行する。

附 則

本規程は、平成21年5月9日改正し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成23年3月19日改正施行する。

附 則

本規程は、平成23年11月12日改正、平成24年4月1日から施行する。

## 日本拳法昇段級審議規程運用細則

日本拳法昇段級審議規程（以下「規程」という。）に基づき、運用細則を次の通り定める。

第1条 規程第3条第2項にいう遠隔地及び女子の昇段級審査は、「遠隔地における日本拳法昇段級審査実施要項」及び「日本拳法女子昇段級審査実施要項」により行う。

第2条 規程第5条（4）に定める点数計算の細目については、上位段級者が下位段級者と対戦した場合でも相互共に勝点は1点とする。

2 再試合の場合の勝点は、累計点として計算し、当日勝点にはしない。

3 男子7段以上の受験については合格点数を定めず、特別審議会において審議する。但し、規程第9条第2項但し書きに基づき、一般審査において女子4段を受験するときは、「日本拳法女子昇段級審査実施要項」において合格点を定める。

第3条 規程第8条第1項及び第2項に定める年数制限に関して、30日未満の不足分については、これを満たしているものとみなす。

第4条 規程第3条に定める昇段審査の内、男子4段以上については形の審査に合格しなければならない。

2 昇段級審議会の認めた講習会又は研修会において、第1日目から第5日目までの全項目を受講した者は、前項の形の審査に合格したものとする。単年度3回以上受講した者には、認定証を交付する。認定証複数枚にて全項目を受講した者は、形の審査に合格したものとする。但し、認定日から5年を過ぎた認定証は、無効とする。尚、移行措置として23年度以前の認定証は、発行年から5年を限度として有効とする。

第5条 特別審議会の委員は、正副会長、昇段級審議会正副議長、審判団長及び局長で構成し、昇段級審議会議長が議長となる。

第6条 特別審議会は、規程第9条第2項前段に該当する者の昇段を審議し、昇段級審議会に報告する。

2 特別審議会における議決は、満場一致において決する。

第7条 日本拳法の発展に貢献し功労のあった者は、特別審議会に諮り形の審査を省略することができる。但し、年齢は50歳以上とし前段級合格後10年以上とする。

第8条 贈与段位は、日本拳法会会長が昇段級審議会議長と協議のうえ決定し、昇段級審議会に報告する。

第9条 本細則の改廃は、日本拳法昇段級審議会でする。

附 則

本細則は、平成6年12月10日より施行する。

附 則

本細則は、平成11年6月27日に改正施行する。

附 則

本細則は、平成15年7月12日に改正施行する。

附 則

本細則は、平成17年6月26日改正施行する。

附 則

本細則は、平成18年 3月11日改正施行する。

附 則

本細則は、平成21年12月 6日改正施行する。

附 則

本細則は、平成23年12月4日改正、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成26年12月7日改正施行し、平成24年度から適用する。

以上

## 日本拳法女子昇段級審査実施要項

女子の昇段級一般審査は、日本拳法昇段級審議規程（以下「規程」という。）第3条第2項に定めるところにより次の通り実施する。

1. 担当審議委員3名以上で審査する。
2. 審査の結果は、担当審議委員より昇段級審議会に提案し審議するものとする。
3. 審査科目は、規程第4条に準拠して行う。
4. 試合成績については、規程第5条に準拠して行う。但し、4段については、累計点7点と当日勝点4点、または累計点15点をもって合格点とする。
5. 規程第4条（2）形の審査については、下記の項目について行う。

1級の部            基本（下記の内より行う。）  
    搏技      突（面、胴）、横打（面、胴）、突蹴、膝蹴、踏蹴  
    受技      横受、上受、下受、掬受  
    躲技      反身、側身、沈身

初段の部            基本（下記の内より行う。）  
    搏技      外打、斜打、揚打、揚蹴、横蹴  
    躲技      潜身、開身、退身  
              （1級の部の基本を追加することがある。）

2段の部            搏撃の形  
              突きに関する六形  
              横打に関する六形  
              蹴りに関する六形  
              （基本を追加することがある。）

3段以上の部        搏撃の形  
                  2段の部の十八形に雑打六形、片手技八形を加え三十二形とする。

6. 基本及び形審査については、多回数合格認定の適用外とする。
7. 4段以上については、特別審議会において審議する。但し、4段については、本要項第4のとおり一般審査を併用する。（書類審査は行なわない。）
8. 本実施要項の改廃は、日本拳法昇段級審議会で決する。
9.
  - ・この実施要項は、平成6年12月10日より実施する。
  - ・この実施要項は、平成14年1月1日より実施する。
  - ・この実施要項は、平成17年4月1日より実施する。

- ・この実施要項は、平成24年4月1日より実施する。

以上

## 遠隔地における日本拳法昇段級審査実施要項

日本拳法昇段級審議規程（以下「規程」という。）第3条第2項にいう遠隔地審査（以下「審査会」という。）について、次の通り定める。

### （遠隔地の定義）

1. ここでいう遠隔地とは、昇段級審議会が認めた地域とする。ただし、昇段級受験会場までの所要時間及び経費面を斟酌して決定するものとする。

### （審査会）

2. 遠隔地において、規程第4条に定められた審査科目による審査会を開催することができる。

### （審査会開催の手続き）

3. 審査会を開催する場合は、開催しようとする日の1ヵ月前までに日本拳法会会長宛に所定用紙を提出し、昇段級審議会の承認を得なければならない。

### （審査会の実施）

4. 審査会の実施は、昇段級審議会議長が指名した3名以上の審議委員の出席を要す。

### （審査会結果の審議）

5. 審査会の結果については、審査会実施後の直近に開催される規程第2条第2項の昇段級審議会において審議し決する。

### （4段以上の形審査）

6. 4段以上の形審査については、昇段級審議会議長の認めた複数審議委員による審査を行なう。または、昇段級審議規程運用細則第4条第2項による。

### （審査会開催の詳細）

7. 審査会開催上、この要項に定めなき詳細事項については、昇段級審議会議長の指示に基づき関係者において協議し、円滑に実施するものとする。

### （受験者数不足等の場合の取扱い）

8. 遠隔地において、受験者数不足等のため審査会が実施できない場合、遠隔地昇段級審査願書による審議を求めることができる。ただし、審査対象は、2段以下の段級とする。

### （遠隔地昇段級審査願書）

9. 遠隔地昇段級審査願書は、受験申し込み所定の期日までに日本拳法会会長宛に提出するものとする。

### （改 廃）

10. この実施要項の改廃は、昇段級審議会の議を経て部長会で決する。

### 附 則

- ・この実施要項は、平成6年12月10日より実施する。
- ・この実施要項は、平成17年7月9日より実施する。

以上

## 日本拳法会 昇段級審査料等一覧表

審 査 料 及 び 允 許 料					
一般審査等		書類審査		認定・允許料	
登 録 料	2, 000 円			三級	3, 000 円
審 査 料		二級	3, 000 円	二級	3, 000
二級受験	2, 000	一級	5, 000	一級	5, 000
実技受験	4, 000	初段	10, 000	初段	10, 000
女子一級受験	4, 000	弐段	10, 000	弐段	20, 000
遠隔地審査料	4, 000	参段	10, 000	参段	30, 000
男子四段以上形審査のみ	2, 000	四段	15, 000	四段	40, 000
女子初段以上形審査のみ	2, 000	五段	15, 000	五段	50, 000
受験カード再発行料	1, 000	六段	20, 000	六段	60, 000
※ 参段合格者には「日本拳法教書」又は 「図説日本拳法」を贈呈する。 平成 26 年 4 月から実施。		七段	20, 000	七段	100, 000
		八段	20, 000	八段	150, 000
		九段	20, 000	九段	200, 000
		十段	20, 000	十段	300, 000
		形特別審査料			
		四段	50, 000		
		五段	50, 000		
		六段	50, 000		

改正 ・平成 17 年度昇段級審査会より実施

・平成 23 年度昇段級審査会より実施

・平成 26 年度昇段級審査会より実施